

国際スポーツ仲裁に関わって12年

日本学士院会員・東北大学名誉教授・弁護士 小田 滋
弁護士 神谷 宗之介

I まえがき：1994年の国際スポーツ仲裁理事会（ICAS）の成立

1. 「スポーツ仲裁」という概念は新しい。これまでのスポーツの歴史と伝統のなかでスポーツに関する様々な紛争が実際にはどのような解決をされてきたのか。日本の場合、ごく最近までは、スポーツ行事をめぐってなんらかの争いがあったとしても、話し合いによって解決されることで、それが法的な処理に委ねられる、あるいは第三者の判断による解決というような経過を辿ることは事実上はなかったのではないだろうか。しかしそのような日本の風潮は別にして、欧米においてもスポーツ界における紛争の法的処理が一般の裁判所で行われることは以前からあったとしても、「スポーツ紛争の解決には独自の方式を」ということが意識されてきたのはようやく四半世紀前頃からのことである。

欧米における「スポーツ仲裁」という構想は1984年に始まる。スポーツ世界の特殊な必要にふさわしい紛争解決の法的手段を当事者

に提供するために、スポーツ仲裁裁判所（CAS）がいかなるスポーツ団体からも独立のものとして、この年、国際オリンピック委員会（IOC）の肝入りでスイスのロザンヌに設立された。その年、「CAS規程」および「規則」が制定され、100名足らずの「スポーツ仲裁人名簿」が用意された。コーチの契約期間、放送権契約、スポンサー契約などをめぐる問題あるいはドーピングについての競技団体の決定について選手と競技団体のトラブル、さらに競技団体相互のトラブルを法的に解決するため紛争の当事者は合意によってこの「スポーツ仲裁」を利用することができた。CASは1984年から10年の間にかなりの数の仲裁裁定を行ってきた。しかしCASは制度上はあくまでIOCの下部機関に過ぎなかった。「スポーツ仲裁人名簿」に日本人の名前はなかった。そうしてこの「スポーツ仲裁」自体が日本で知られることはほとんどなかったのである。

2. このスポーツ関連の仲裁が本格的に制度化されたのは1994年の秋の国際スポーツ仲裁理

事会（I C A S）の設立以来のことである。いわば「司法の独立」という意味でC A Sに独立性をもたせるために、これをI O Cから分離した管理機構としてのI C A Sのもとに置こうとする意図に出たものであった。当時サマランチ会長の絶大な信頼のもとでI O Cの委員として長くI O Cの法律問題を一手に扱ってきたセネガルのムバイエの発想になると言われる。ムバイエはアフリカのフランス植民地セネガルで1924年の生まれであった。1970年代にセネガルの最高裁長官をつとめ、その時からI O Cの委員であり、1982年国連によって国際司法裁判所（I C J）の裁判官に選出された後もI O C委員の任務は続いていた。彼は1991年に9年の任期を終えてI C Jを去ってからは一層いわゆるオリンピック・ムーヴメントに専心した。

ムバイエはフランス的教養を身につけた紳士であった。私と全く同年であった。1980年代のはじめころにはアメリカの民間団体の主催する国際人権問題についての会議のために欧米各地での席を共にする機会を重ねて以来、当時すでにI C Jの裁判官になっていた私は彼との親交を結んだ。彼が1982年私より6年遅れてI C Jに加わってからは裁判所の同僚として一層緊密な交わりであった。とりわけ裁判所における数少ないゴルファーとして、北ヨーロッパの日の長い夏のころはほとんど毎日のようにハーグ郊外の名門ワッセナーのゴルフ場で勤務後の一時を過ごすのが常であった。彼は1998年の冬季オリンピックの開催を決定したバーミンガムのI O C総会に先立って、「自分は長野に入れる」と私に語ってく

れる親日家でもあった。そのムバイエの誘いで私は1994年のI C A Sの創設にも関わることになったのである。

3. ムバイエと私はI O C指名の4名の創始理事のなかにあった。それから12年、その間に私自身も2003年には3期27年を終えてI C Jを退任していたが、I C A Sの理事の任務は彼の強い要請でそのまま続けてきた。しかし加齢のために理事の任期4年を3期つとめた末の2006年の12月をもって退任のことが11月のマレーシアのクアラルンプールの理事会で認められた。この理事会の席に理事長であるムバイエの姿はなかった。健康を害して、ということであった。そうして1カ月後、彼は2007年の1月にパリで亡くなった。享年82歳、ムバイエなくして国際スポーツ仲裁はもともとあり得なかったと言って過言ではない。

彼と私、そうしてもちろん他の何人かの理事は1994年のI C A Sの創立以来ともに歩んだ12年であった。今顧みて、全くこの分野に素人であった私がともかく大過なく勤めたのはムバイエを初めとする同僚理事の友情のおかげであった。私の退任のあとのI O C指名の理事ポストにはシンガポールのきわめてシニアな弁護士ファンがついた。死亡したムバイエのあとの理事長職には2007年5月のロザンヌにおける理事会でI C A S設立以来第1副理事長をつとめていたイタリアの弁護士オーレッタが選ばれた。A S O I F（オリンピック夏季大会競技団体連合）から推されていた創始理事のひとりである。

4. 柄にもない国際スポーツ仲裁の運営をムバイエとともに過ごしてきた今、恐らくは日本で馴染みの薄い「国際スポーツ仲裁」のことを回顧して日本に紹介するのは私の生涯の最後の責務であろうと思った。幸いに、すでにスポーツ法の著書もある弁護士・神谷宗之介氏⁽¹⁾の協力が得られることになり、連名のこの論文を起草する。文中「私」とあるのは「小田」の意味である。充分の紹介が出来たとすれば彼の功績である。ただ文責はあくまで私・小田にある。

II スポーツ仲裁制度の確立のための I C A S (国際スポーツ仲裁理事会) の設立

1. さきにも述べたように、I C A Sの発足は1984年のC A Sの設立後10年、1994年のことである。同年6月パリで、I O C (国際オリンピック委員会)、A S O I F (オリンピック夏季大会競技団体連合)、A I W F (オリンピック冬季大会競技団体連合)、A N O C (国内オリンピック委員会連合)の4者間で国際スポーツ仲裁理事会 (I C A S) 設立協定が結ばれた。I C A Sの本部をロザンヌに置き、その財政はこの4者が負担することとされた。このときこれらの団体は今後スポーツ紛争はあらたに設立されるC A Sに付託するという条項をそれぞれの規約にもりこんだという。また他のスポーツの国際連盟あるいは国際団体もこれに署名することができるものとされた。国際サッカー連名などがこの例である。

2. ① I O Cが指名したムバイエ、スイスの連邦第一民事裁判所所長、アメリカの連邦第八区控訴院首席判事それに I C Jの私のあわせて4名、② A S O I F指名の3名 (イタリア、ドイツ、スウェーデン)、③ A I W F指名の1名 (アメリカのフォード元大統領が指名されたが、直前に辞退のためアメリカの弁護士が就任)、④ A N O C指名の4名 (チュニジア、オーストラリア、ベルギー、メキシコ)あわせて12名が創始理事とされ、その設立理事会が1994年11月にロザンヌのオリンピック博物館で開かれ、その署名によって I C A Sがスイス民法でいう財団として発足した。この設立理事会の12名の理事がさらに、⑤競技者の利益を代表するものとして4人 (スロヴェニア (かつての女性フィギュアスケートの金メダリスト)、ドイツ (かつてのフェンシングの金メダリスト)、アメリカ、オーストラリア)を選び、かくて16人になった理事が、⑥いわば競技諸団体とは独立の国際的に知名の法律家4名 (もとそれぞれ I C J判事のインド (パタク) とシリア、加えてスイスの弁護士、フランスの国際商工会議所のもと国際仲裁裁判所所長 (プランテイ))を選出して、総計20名を理事とする I C A Sが発足することになった。もちろん全員が法律家である。

なお、こうした理事の選出枠は、後の、そうして今日でも有効な「スポーツ紛争解決機構規程」にもそのまま定められている。なお1994年の創設期の I O C指名理事4名のうち、アメリカの判事 (その後任はプエルトリコ生まれでアメリカの第2区巡回控訴院判事であり、若き日東京オリンピックにヨットの選手

として出場したという), セネガルのムバイエが亡くなり, 日本の私は退任したので, 現在残っているのはスイスの現職判事を引退したルーのみである。

理事は任期は再任可能な4年とされたが, 実際は途中で死亡したあるいは退任した数名の交代を除いては, ほとんどの理事が再任をくりかえし, 昨年に至った。3期目の区切りで退任を申し出たのは私だけであったし, また理事長のムバイエ自身もさきにも述べたように, 4期目に入ったが, その直後の今年はじめに亡くなった。この理事会は sport-minded な20名のきわめてインティメートな居心地の良いグループであった。しかし個人的感想を言えば, たしかに I C A S が老齡化してきたことは目に見えてきていた。ムバイエ亡きあとの4期目に入った I C A S の今後の運営が注目される。

3. 1994年11月, 理事会はその初日, 20名の互選でムバイエを理事長に選んだ。I C A S が実際はすべてムバイエのお膳立てであったことから当然のことであったと言ってよい。I C A S の20名の理事はその日の午後, I O C サマランチを迎えてその発足を祝った。I C A S は全会一致で, 後に述べる「スポーツ紛争解決機構規程」26条と「手続規則」43条, 通し番号で69条を採択した。これはその後 I C A S の年次会期においていろいろ条文番号を変えることなく修正された。また後の会期で「C A S 調停規則」, 「オリンピック競技のための仲裁規則」を採択して, あわせて「スポーツ仲裁法典」となっている。

I C A S は1994年の発足以来ロザンヌのオリンピック博物館の横のヴィラを本部とした。レマン湖を見下ろす景勝の地, I O C 本部からはやや離れていたが, スイス随一ともいわれるホテル・ボ・リヴァージュの隣でもあり, 会議はしばしばこのホテルで行われた。その後 I C A S は2005年6月, ロザンヌ市内の格式の高いロザンヌ市所有のシャトー・ベッツィに移った。ロザンヌ市の好意である。

常勤の事務局長はスイスの弁護士がつとめ, 今では二代目のスイス弁護士レーブがその任にある。きわめて有能な人材である。次席は現在はセネガルのカーネ。なお, I C A S は同時にまた C A S の事務局でもあるため, 何人かの法律スタッフの他に事務職員も10名を超えるであろうか。

4. 年に一度の理事会通常会期はこのロザンヌで行なわれたが, エキストラの理事会会期が世界の各地で開かれた。私が I C J の現職中はその公務のために, また I C J 退任, 日本に帰国後は健康上の理由で, モナコ, ニューデリーなど何回かの特別会期には欠席を余儀なくされたが, それでも私はパリ, ダマスカス, ルブリアーナ, クアラルンプールなどの特別会期でホスト国の行き届いた歓待を受けた。そうして2002年の秋には, 私と個人的な関係もあった大阪市助役の関淳一氏(現・市長)の骨折りで大阪市がホストになって特別会期が催された。その5年後の2007年に大阪で予定されるアジア陸上競技を見据えてのことであった。「I C A S 来阪記念シンポジウム」が I C A S と大阪会議実行委員会の主催で開かれ,

私がムバイェとともに基調講演を行い、私は「スポーツ仲裁—その成立と役割」⁽²⁾を述べた。CASの仲裁人でもある小寺彰教授（東大）がコーディネーターとしてパネルディカッションも行われた。

Ⅲ I C A S と C A S : スポーツ仲裁法典

1. 1994年のI C A Sの第1回理事会が「スポーツ紛争解決機構規程」(26カ条)と「手続規則」(43カ条), 通し番号の通算69条を採択した。この「規程」および「規則」の各条の詳細はその後何度かの改正を経て現在のスポーツ仲裁法典の2004年版テキストとなっているが、基本的な構成は変わっていない。「規程」26カ条はA節—共通規定, B節—I C A S, C節—C A S, D節—雑規定からなる。「手続規則」43カ条はA節—一般規定, B節—通常仲裁手続, C節—上訴仲裁手続, D節—諮問手続, E節—解釈, F節—手続きの費用, G節—雑規定からなる。「規程」は基本的にはI C A SとC A Sの二つの機構についていろいろな規定をおき, 「手続規則」がむしろC A Sにおける実際の仲裁についての細かな手続を規定している。

I C A Sの任務はスポーツ紛争の仲裁による解決を促進し, C A Sの独立性と当事者の権利を保全することになり, そのためにC A Sの運営と財政を見ることになる。I C A Sの理事長は同時にC A Sの所長を務める。I C A S理事の任期は再任可能な4年であるが, その任命にあたっては, それが完全な客観性,

独立性をもつ個人資格において任務を遂行することを宣誓することとされている。もちろん無償のポストである。この20名の理事には守秘義務があり, それがC A Sの仲裁人になることは出来ない。

2. スポーツに関連する紛争は, 当事者の合意によって, あるいは関連スポーツ団体の規約のなかのC A S付託条項にしたがってC A Sに付託されるが, C A Sの仲裁を行うのは4年の任期で「C A S仲裁人リスト」に載せられているなかからI C A Sから指名を受けてそれぞれの事件の「パネル」に指名される仲裁人である。まさにこの「C A S仲裁人リスト」を作成するのが, I C A Sの大きな任務のひとつである。繰り返すが, 個別な事件ごとに構成される「パネル」仲裁人はI C A Sがあらかじめ用意する「C A S仲裁人リスト」のなかから選ばれる。

この「C A S仲裁人リスト」の作成はI C A S発足のときからの問題であった。ごく初期の段階ではいろいろな形で推薦されてきた150名程度のリストが作成された。日本からは, 私自身がスポーツ法に不案内であるだけに, 自分の専門の国際法の同僚である上智大学・澤田寿夫, 東京大学・小寺彰, 大阪市大・岩沢雄司(現・東京大学), 一橋大学・横山潤, あるいは大学で私の同期の友人であったもと最高裁判事の弁護士・中島敏次郎の名をここに連ねることができた。ただ私は日本からは積極的な希望がないので日本人仲裁人についてほとんどそれ以上のアクションをとることはなかったのである。日本からこの「仲

裁人リスト」への登録を希望されたことは私の知るかぎりはない。これに反し欧米からは自薦、他薦の希望者が多かったのが事実である。とりわけ国際フットボール連盟がこの I C A S / C A S 機構に加わるようになってからは、その推薦者、つまりその推す候補者を多数取り入れ、その後、数を増やした。「C A S 仲裁人リスト」は現在では250名程度になっている。

現在、日本人でこのリストに挙げられているのはさきに挙げた当初からの人々の他には原秋彦弁護士の名前をみる。フットボール関連で数年前からこのリストに加えられている。一般には、やはり日本にとってはまだこの「国際スポーツ仲裁」は遠い存在であったのであろう。

何度かの「規程」の改正によって、これからは仲裁人の選定に I C A S 理事の選任に準じた枠が適用される。今後は、日本の場合、J O C からの強い推薦で A N O C の枠をとるか、あるいは有識者枠をとる以外にこの「C A S 仲裁人リスト」に登載されるのは必ずしも容易ではない。現在は仲裁人はかなり欧米に片寄っているのは事実である。法廷地が原則としてロザンヌであり、用語が英仏という現状ではある程度はやむを得ないことかも知れない。

なお、これら仲裁人の教育のために、I C A S は何回かのセミナーを主にロザンヌで催して、リスト登録者の参加を求めた。小寺教授、それに後に述べる「C A S 調停人リスト」に指名された東北大学・早川真一郎教授（現・東大）が参加した例がある。

3. この「C A S 仲裁人リスト」に載ることと、実際の「パネル」で実際の仲裁にあたることは別である。これまで実際にスポーツ仲裁に携わったのはリスト登録者の3分の1にも満たないのではないか。実際にはこの仲裁人はますます高度に職業化されており、一握りの欧米の仲裁人の活動の場になっているようである。これまでの I C A S 成立以来12年、C A S 発足以来22年の間の仲裁に——後で述べるオリンピック競技期間の「アドホック仲裁」に関わった小寺彰教授の例を除いて——日本人が実際の仲裁人に指名された例はない。

もともと「スポーツ仲裁」という概念そのものが欧米流のものであり、むしろそれゆえにもとは欧米中心であった「C A S 仲裁人リスト」に今後は出身地域の適正な配分という考え方が現在強く出されてくるようになってきているという事実がある。

4. なおこの点で触れておかなければならないのは I C A S がその当初から想定した C A S の地域事務局の構想である。これは実際の仲裁が原則としてロザンヌで行われることからくる実務的不便性、それに高価になる経費のことを考えて広い地域ブロックに地域事務局を置こうということである。「規程」あるいは「規則」に具体的な規定があったわけではない。

C A S はすでに1996年にはアメリカのデンヴァーとオーストラリアのシドニーに地域事務局を設けることに成功した。デンヴァーの事務局は現在はニューヨークに移転しているが、これらは地元の、国あるいは地域のスポー

ッ関係者あるいは「スポーツ仲裁」に非常な熱意をもつ人々に支えられたものであった。地域事務局といってもなんらかの特別な権限が与えられているわけではない。仲裁の事務手続きがここで行われるにとどまる。建前として法廷地はあくまでロザンヌなのである。

これまで地域事務局がアメリカとオーストラリアに限られていたことは所詮欧米中心の「スポーツ仲裁」を考えれば当然のことであった。マレーシア出身の理事の「東アジアにもひとつ」という声に、私も5、6年前に日本のスポーツ界に間接的に意向を打診したことがあったが、ほとんど日本の関係者の関心を呼ぶことはなかった。実はICAS、CASがすべての紛争の法廷地法をスイス法としていること、また用語は原則として英語、フランス語に限っていることから、日本にとって容易に受け入れやすい制度、機構ではなかったことは私としてもすぐに理解出来た。日本はそのかわり2003年にこれらICASあるいはCASとは無関係に、独自に「日本スポーツ仲裁機構」(機構長：道垣内正人早大教授⁴⁾)を立ち上げた。それはそれで十分に意味のあることであったと思う。

こうして地域事務局はアメリカ、オーストラリア止まりであったが、最近では「スポーツ仲裁」の考え方が欧米の外にも拡散する機運に乗じて地域事務局の制度の再認識あるいは普遍化が検討されはじめている。

5. 実際の仲裁が行われる場所は原則としてはロザンヌあるいはさきに触れた地域本部であり、言語は他の合意がない限り英語もしくは

フランス語とされる。仲裁の費用は仲裁付託当初の500スイスフラン(スイスフランは約90円程度)の付託料は別として、CAS事務局に入る経費は事件によって異なる。「スポーツ仲裁法典」には付属資料として仲裁経費表が付されているが、一例として言えば、10万スイスフランの紛争では2750スイスフランであり、当事者がどのように負担するかは仲裁裁定次第である。具体的な事件ごとの「パネル」において当事者はもちろん代理人によって代理されることは可能であるが、そうした当事者の費用は原則として各自の負担である。なお「パネル」に携わった仲裁人にはCASから一定の報酬が支払われる。

6. ICASは後に、このICASとCASの「規程」および「手続規則」とは別に、それに加えて「CAS調停規則」を、さらに「オリンピック競技のための仲裁規則」を採択して、現在はこの4部があわせて「スポーツ仲裁法典」の冊子となっている。現在用いられているのは2004年版である。

IV CASにおけるスポーツ仲裁の 実際：通常仲裁部と上訴仲裁部

1. CASには「通常仲裁部」と「上訴仲裁部」の二つがおかれる。実際に仲裁を行うのは、事件ごとに「CAS仲裁人リスト」から選ばれる3人あるいはひとりの仲裁人が構成する「パネル」である。CASが仲裁の対象としている紛争のひとつは、スポーツビジネスにおける契約問題などに関係する一般の紛争で

あり、サッカー選手の移籍に関する紛争やスポンサー契約に関する紛争などがこれである。しかしいずれの場合にせよ基本的には仲裁である以上、付託には当事者の合意がなければならず、それが個別のケースで合意が行われる場合と事前にたとえば契約のなかにC A S付託の仲裁条項が含まれている場合がある。

2. 「通常仲裁部」の場合には、当事者のアドホックな、あるいは事前の仲裁条項によって事件が付託されると、当事者はそれぞれ1名の仲裁人を仲裁人リストのなかから指名して、こうして選ばれたものの合意で長となるべきものを仲裁人リストのなかから選び、その事件かぎりの「パネル」を構成する。この仲裁の期限の定めはないが、これまでは6カ月から1年以内の決着のようである。

仲裁は原則として非公開であり、仲裁裁定も当事者の同意がない限り公表されない。もちろん各パネルからC A Sには報告されるが、非公開のためその実情はなかなか把握しがたい。通常仲裁の形で仲裁にもちこまれたのは年間10件以下である。この12年間で約150件の仲裁付託があったと報告されている。なおフットボールの選手移籍の問題がここ数年で急速にふえてきたこと、それゆえに仲裁人もフットボール関係者を著しく増大させたという事実がある。

3. 「上訴仲裁部」の場合は各種のスポーツ団体（連盟、協会）が下した決定に競技者などがチャレンジするものである。実際にこの「上訴仲裁部」が用いられるのは主としてドー

ピングか、それとも競技参加選手の選考をめぐる問題であった。

2000年の「千葉すず事件」が日本人の関わった唯一の例である。それまで二度のオリンピックに参加した水泳の千葉すずが、シドニーに参加するのに日本水泳連盟による選考から漏れたことを不服としてC A Sに2000年5月に提訴したものである。スイスの弁護士を単独の仲裁人と指定したこの仲裁は東京で行われ、その同年8月の裁定は日本水泳連盟の選手選考方法に公平性を欠く事実はなかったとした。

上訴仲裁において、仲裁への付託はこのスポーツ団体の決定を受領してから21日以内になされなければならない。「パネル」はそれぞれの選定する一人ずつの仲裁人と、アピール仲裁部の部長が指名するパネル長の3人からなる。場合によっては単独仲裁人である。この「上訴仲裁部」では付託から4カ月以内に裁定が下される。当事者の要請がなければ、裁定は原則として公開される。原則公開であるためにこの裁定を知るのは比較的容易である。とりわけ最近ではI C A Sの出版する裁定集あるいはそのニューズレターが全貌を語ってくれる。

ここ数年は、もちろん途中取り下げの例も少なくはないが、おおよそ年間100件前後であろうか。しかし2006年11月クアラルンプール会期での事務局長報告によれば、ここ数年は年間200件前後、その多くはドーピングとサッカー関連であるという。この点今の私には確認の方法はないが、「上訴仲裁部」が「通常仲裁部」よりはるかに多くの事件を扱うというのが事実のようである。

4. ドーピングは、つとにたとえば競馬については知られており、各国それぞれの国内規制を行っていたが、1998年の自転車競技でのドーピング・スキャンダルに端を発して、IOCがドーピング駆逐の世界会議を1999年2月にロザンヌに開き、独自の国際反ドーピングの機構を作りだした。WADA (World Anti-Doping Agency) が、いわゆるWADAコードとしての世界的ルールを2004年に作成した。それによってそれまで各国バラバラであったドーピングの基準を世界的に統一した。日本にもJADAがある。

しかしドーピングというのは、私の経験知識から見て、薬物禁止をしてみても、その薬物の亀の子式の化学式に一本線を加えることによって禁止薬物から逃れるという、いわば薬物禁止とそれからの逃避はまさに馳ごっこであるように見える。

V オリンピック競技期間中のためのアドホック仲裁部

1. さきにも述べたように、ICASは規程および規則で定めるCAS本来の「通常仲裁部」と「上訴仲裁部」の他に、1995年に、「オリンピック競技のための仲裁規則」を別個に制定して、いわゆる「アドホック仲裁部」の規定を設けた。1996年のアトランタ夏季オリンピックを控えてのことであった。

これより先1995年6月にオリンピック憲章が改訂されていたのである。憲章第74条は「オリンピック競技に際し、あるいはそれとの関連で起こる紛争はもっぱらCASに提出

しなければならない」と規定した。これを受けてICASが上記のオリンピック競技のための仲裁規則を採択したのである。

申請がされると現地に駐在する「アドホック仲裁部」の部長はただちに3人の仲裁人からなる、あるいは単独の仲裁人による「パネル」を構成し、その長を指名する。仲裁裁定は申請から24時間以内に出される。もちろんその間には口頭審理も行われる。パネルの裁定は直ちに執行可能になり、控訴あるいはチャレンジされることはない。

このアドホック仲裁部の部長は1996年のアトランタから冬季長野を含めてICAS理事のインド出身のパタクが務めてきた。もとインドの最高裁長官であるが、1990年代はじめに、任期なかばで亡くなった前任のインドの判事のあとの残任期間の数年をICJ判事として過ごしたことがある。彼もまた私と同年のICJにおける同僚であった。いわば退職したきわめてシニアな法曹であったわけであるが、オリンピック期間の長期に現地に滞在するにはうってつけのICAS理事であった。

2. アトランタで競技参加者全員が署名をもとめられたエントリーフォームは「CASの仲裁に合意する」という宣誓文を含むものであった。ICASはアトランタにはそれまでの「CAS仲裁人リスト」のなかから10名足らずを選びだし、この期間中にアトランタへの常駐を求めた。実際にアトランタの期間中は4のケースであった。ひとつはアメリカ水泳連盟対国際水泳連盟(FINA)でアイルランドの女性選手の競技エントリーの問題であ

り、アメリカ水泳連盟の申請は却下された。ふたつはオリンピック初出場のカーボヴェルデの一選手が予定されていた代表団長をさしおいて開会式で旗手をつとめ国内オリンピック委員会を侮辱するところがあったとして選手村への入村を拒否されたものであるが、CASはこの国内オリンピック委員会による拒否を否定した。ただしCASは両者が友情の精神と相互理解を要求するオリンピック精神に則って行動することをアピールした。三つめはフランスのボクシング選手が国際ボクシング協会(AIBA)を相手としたものであるが、CASは選手側の訴えを却下した。四つめは、ロシアの水泳選手およびレスリング選手について、特殊の薬物使用を理由にIOC理事会がメダル剥奪をしたことに対する訴えである。CASの裁定はIOCの決定を覆し、選手の勝利に終わった。しかし後にこの薬物はあらたに禁止薬物に指定された。

3. このアドホック仲裁部の二回目の適用が1998年の長野冬季オリンピックであった⁽³⁾。前年の1997年12月はじめにロザンヌの本部に長野に全期間派遣される仲裁人打ち合わせ会が行われ、ICAS理事のパタク部長、小寺教授ら6人の仲裁人、長野に派遣される私をふくめて楽しい一時をもったことを思い出す。この時、ICAS理事としての私も長野に1週間ほど滞在、開会式その他各競技そして選手村などを見学する機会があったが、アドホック仲裁部の裁定は付託後24時間以内の即決である。いわば客分として遇せられ傍観者であった私(なお澤田教授と中島弁護士はICAS

委嘱の名誉委員会のメンバーとしてともに長野にあった)は、いつアドホック仲裁部事務局からかかるとも判らぬ携帯をもたされた小寺教授が、呼び出しベルでかけつけ、ドーピングの事件であったと思うが、不眠不休で24時間即決に至ったのを目の当たりにした。もちろんその間に当事者の口頭審理も行われたのである。結局長野では5件の裁定が行われた。

その後も、2000年のシドニー、2004年のアテネなどの夏オリンピックの他にも冬オリンピックなどの競技のたびに「アドホック仲裁部」が設けられ、2006年のトリノ冬季オリンピックでは再び小寺教授がその仲裁人に指名されて、1件の仲裁を処理したという。統計資料を見ると、各オリンピック大会でそれぞれ10件足らずの裁定であったようである。

なおまたこの「アドホック仲裁部」はこれらオリンピック以外にも、要請によって、たとえば1998年のクアラルンプールなどのイギリス連邦競技大会に設置された。そのためには競技参加者全員が署名をもとめられるエントリーフォームは、オリンピックの場合と同様に、「CASの仲裁に合意する」という宣誓文を含むものであることが必要であった。

4. 来年に迫った北京のオリンピックで、近代的法思想を欠くというその国で果たしてCAS仲裁が機能するかにICASのなかに疑問をもつ向きがないではない。ICASとしてはこれから積極的に北京政府への働きかけを行い、ICAS特別会期を北京で開き、その際に仲裁人、調停人セミナーも考えているよ

うである。

VI CASの諮問付与の機能と調停機能

1. CAS「規則」のなかには諮問手続きに適用される特別規定というのがある。いわゆる勧告的意見機能である。IOC, IF（国際スポーツ連盟）, NOC（各国オリンピック委員会）, WADAなどがスポーツの実際あるいは発展などに関する如何なる法的問題についてもCASの勧告的意見を求めることが出来ることを規定している。CAS所長が仲裁人リストから1名ないし3名のパネルを任命し、これに付託するが、所長みずからこの問題点を起案することも出来る。この意見は拘束力をもつ仲裁裁定ではない。当事者の合意があれば公表される。

これまでのCASに持ち込まれた論点としては、選手の出場資格に関する定義づけや世界的なスポーツイベントの取材を許されるプロのスポーツ記者の定義づけなどに関する問題であったが、実例としては年に数件にとどまっていたようである。最近ではドーピング規定に関するWADAコードとFIFAのルールの矛盾に関し、CASの見解を求めた事案などがある。

2. ICASのもともとの構想にはなかったのであるが、ICASは1997年の理事会で、「CAS仲裁」とは別に、「CAS調停規則」を採択した。なぜこの時期に遅れてCASに調停機能をもたせることになったのかについ

て私ははっきりした記憶はないが、1994年のICAS発足の時にはまだ十分に想が練られていなかっただけであったかも知れない。

特別の調停協定あるいは当事者間の契約のなかに調停条項がある場合に、CASの作成する「CAS調停人リスト」のなかから紛争のたびに調停人を選び、その助力によって当事者間の交渉を善意で行わせようとするものである。通常仲裁の対象になる紛争の解決のためであり、競技団体の規律関係のものやドーピング関係のものはこの対象にはならない。

調停人は当事者が合意して選任するのではなく「CAS調停人リスト」のなかからCASが当事者の意見を徴しつつ任命する。調停は非公開が原則である。調停の対象となる事件は上訴仲裁部が取り扱う事件を除くスポーツ関係紛争で通常仲裁部が取り扱う事件と共通する。また調停はもちろん拘束力のあるものではなく、この点が「CAS仲裁」とは異なる。

事件は90日以内に終了されることが原則となっており、期日内に和解が出来ないときは調停が延長されないかぎり事件は終了する。

3. 最初の「調停人リスト」の作成にあたり、私は東北大学・早川真一郎教授（現・東大）を推し、事実、同教授はICASがロザンヌに催した仲裁人・調停人セミナーに参加した。四年の任期であり、更新可能であるから、現在も早川教授が日本人として唯一人このリストに載せられているものと思う。

調停にあたって当事者はCASにまず調停経費を払わなければならない。それぞれの側

の調停費用は当事者の負担である。

CASの行った調停の実例は多くはない。2006年までの10年間に20件ほどがあったと記されており、最近のCAS事務局長報告のなかに国際競輪連盟とWADAの事件、同じく国際競輪連合とフランス競輪連盟の事件の報告があったが、いずれも円満に調停での解決を見たという。

VII 終わりに

1. 私はICASの創始理事のひとりとしてこの12年間「国際スポーツ仲裁」のことをかいま見てきた。

その間にIOC会長はスペインのサマランチからベルギーの医師ロゲに代わった。ICASも節目節目にさまざまな行事を行った。2004年にはロザンヌでCAS創立20年・ICAS創立10年を祝い、また先に述べたように2005年には本部事務局のロザンヌ市内での移転に際して盛大な儀式も行われた。

この間に私も1998年の長野冬季オリンピックへの出張あるいは2002年秋の大阪での理事会特別会期出席は別にして、スイスで仲裁人の小寺教授、調停人の早川教授を迎えてともにICAS主催のセミナーに出席したこともあった。

しかし、「スポーツ仲裁」そのものが新しい法の分野であるという以外に、所詮は国際法学者に過ぎない私にとっては「国際スポーツ仲裁」も未知の領域であった。しかもハーグというロザンヌからは程遠くはないヨーロッパ域内とは言え、その国際司法裁判所の裁

判官勤務はしばしばICAS会期への出席を妨げ、またその間のスポーツ仲裁についての深い研究を困難にした。12年あまり前、1994年ムバイェの誘いを受けた時に思ったことの半分も私自身が「スポーツ仲裁」の勉強をすることは出来なかった。今考えて忸怩たるものがある。

2. また1998年の長野オリンピックのための帰国の機会に日本オリンピック委員会(JOC)関係者といくらか懇談の機会があり、2002年の大阪でのICAS理事会特別会期で竹田恒和JOC会長——同氏の実兄・竹田恒正氏(もとオランダ三菱商事社長)が、ハンディ5のゴルフの名手として、私と同じワッセナーのクラブに所属し、様々な指導を受けた——などとの接触があり、また2005年には道垣内正人・日本スポーツ仲裁機構長の招きで竹田JOC会長など関係者と懇談の機会を与えられたとは言え、私がいかに日本界とはほとんど無縁で過ごして来たのは残念なことであった。

3. 私の体験から言って、日本では、法廷地法はスイス、使用言語は英仏というこの「国際スポーツ仲裁」、すなわちICAS、CASを身近に感ずることは少ないかも知れない。しかし先にも述べたように、夏冬のオリンピック競技を通じ、あるいは国際的な地域別競技への参加に際して、競技参加者あるいは参加団体は否応なしにCAS仲裁への付託を義務づけられる。今後、こうした機会に日本のスポーツ競技者あるいはその関係者は、その

「日本スポーツ仲裁機構」とは関わりなく、「国際スポーツ仲裁」に関わりをもたされることになろう。スポーツが競技の面でもまたビジネスの面でも不可避免的に国際化しつつあるときに、I C A S, C A Sの一層の研究は不可欠のことになろう。

幸いに小寺教授の紹介でスポーツ法に詳しい神谷弁護士の協力を得ることによって本稿を草することが出来た私は、この稿を書き終えて今までに私のところに蓄積されてきた様々なI C A S, C A Sの資料、欧米のスポーツ法資料のすべてを同弁護士に託することにし

た。

本稿でのこの「国際スポーツ仲裁」の拙い紹介と解説が日本の法曹にとっていくらかの意義をもつものであることを願っている。

【注】

- (1) 神谷宗之介, スポーツ法, 三省堂, 平成17年
- (2) 小田滋, 長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決——スポーツ仲裁について, ジュリスト1127号(平成10年2月)
- (3) 小田滋, スポーツ仲裁——その成立と役割, I C A S来阪記念シンポジウム2002年11月
- (4) 「日本スポーツ仲裁機構」については日弁連発行の『自由と正義』58巻(平成19年)2号に「スポーツ仲裁」として特集がある。